

熊本市公報(契約)

第 30 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 平成 29 年 7 月 10 日

目 次

○入札公告（熊本市上下水道管路情報システム詳細設計構築業務委託）	1
----------------------------------	---

上下水道局契約公告第 218 号

平成 29 年 7 月 10 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。)第 4 条に規定する特定調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 第 1 項、特例政令第 6 条及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成 24 年上下水道局規程第 25 号。以下「特例規程」という。)第 2 条において準用する、熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 24 年規則第 102 号。以下「特例規則」という。)第 5 条第 1 項の規定により公告する。

熊本市上下水道事業管理者 永 目 工 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

熊本市上下水道管路情報システム詳細設計構築業務委託

(2) 目的及び概要

本業務は、熊本市上下水道管路情報システム基本計画書をもとに、詳細設計、システム導入および運用支援を行い、上下水道管路情報システムを構築することを目的とする。

※ 詳細は、仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

(4) 履行期間

契約日から平成 31 年 3 月 20 日まで

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道局計画整備部計画調整課技術監理室

電話 096-381-3040 (直通)

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において技術提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等(以下「技術等」という。)と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第 7 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
さらに、業種として、第 1 分類「(17)情報処理業務」・第 2 分類「①情報システム全般の設計、開発、維持管理」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (9) 次のいずれかの地方公共団体から直接受注した業務として、平成 19 年度以降に履行が完了した地方公共団体における上水道と下水道の管路両方の地理情報システムに係る構築に関する業務（一部改修又は機能追加の実績は除く。）を履行した実績を有すること。上水道と下水道の実績は異なる業務での実績でもよい。
ア 人口 30 万人以上の都道府県又は市町村（特別地方公共団体を含む。）
イ 地方公共団体の組合（これを組織する普通地方公共団体又は特別区の合計人口が 30 万人以上のものに限る。）
- (10) 管理技術者として「空間情報総括監理技術者（公益社団法人日本測量協会）」を配置できること。
- (11) 照査技術者として「情報処理技術者プロジェクトマネージャ（独立行政法人情報処理推進機構）」を配置できること。ただし、(10)を兼ねることができない。
- (12) 当該競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。
当該競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)の要件を満たすものであること。
- (13) 共同企業体として競争入札参加資格確認申請書を提出する場合、参加資格は次のとおりであること。

- ア 構成企業の数 は 3 者以内とし、それらの構成企業が(1)から(8)までの参加資格を全て有していること。
- イ (9)については、代表企業が実績を有していれば良いものとする。
- ウ (10),(11)については、構成企業の中から配置していれば良いものとする。

5 総合評価の方法

- (1) 入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）の算出方法は次のとおりとする。
- 価格評価点＝価格評価点に配分された得点の満点×（1－入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額／予定価格）
（価格評価点は、小数点第 1 位を四捨五入するものとする。）
- (2) 技術等に対する得点（以下「技術評価点」という。）については、落札者決定基準（別紙 1）に従い、評価するものとする。
- (3) 総合評価は、入札者の価格評価点と技術評価点を合計した値（以下「評価値」という。）をもって行う。
- (4) 評価値（400 点満点）＝価格評価点（100 点満点）＋技術評価点（300 点満点）とする。

6 申請手続等

- (1) 申請書、入札説明書、仕様書等の交付期間及び方法
- 平成 29 年 7 月 10 日（月曜日）から平成 29 年 7 月 21 日（金曜日）まで
熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。
- 郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。
- ・担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。
 - ・熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードができる。
- なお、仕様書等の設計図書については、入札書提出締切日までの間、2 の担当部局において閲覧に供する。
- (2) 申請書等の提出方法等
- 本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。
- ア 提出方法
- 持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。
- イ 提出書類
- (ア) (様式第 1 号) 競争入札参加資格確認申請書
 - (イ) (様式第 2 号) 競争入札参加資格審査調書
 - (ウ) (様式第 3 号) 構成企業概要書 ※ 1
 - (エ) (様式第 4 号) 入札参加者の同種業務の実績 ※ 2, ※ 3

(オ) (様式第 5 号) 管理技術者及び照査技術者の資格に関する調書 ※4, ※5

(カ) (様式第 6 号) 水道料金等滞納有無調査承諾書

※1 事業協同組合または共同企業体の場合での参加をする場合のみ

※2 申請書等提出日までに履行が完了したものに限り。

※3 実績として記入した全ての業務についての契約書の写しを添付すること(必須)。なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料(図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等)で併せて補完すること。

※4 管理技術者の空間情報総括管理技術者資格を証する資格証の写し(必須)

※5 照査技術者の情報処理技術者プロジェクトマネージャ資格を証する資格証の写し(必須)

ウ 提出期限

平成 29 年 7 月 21 日(金曜日)午後 5 時まで

郵送する場合は、平成 29 年 7 月 21 日(金曜日)午後 5 時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

エ 提出部数

1 部とする。

オ 提出先

(ア) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局

熊本市上下水道事業管理者

(熊本市上下水道局計画整備部計画調整課技術監理室) 宛

※ 封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

カ 留意事項

(ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(イ) イ(オ)の資格証の写しが添付されていない場合は、当該資格を有しているとは認めない。

キ 参加資格者名簿に登録されていない者の取扱い

4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札(見積)参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札(見積)参加資格審査申請書等の交付方法

申請書様式は、熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 6(2)キ(イ)(a)の部局において配布する(配布については休日を除く。)。配布時間は午前 9 時から午後 4 時まで(ただし、正午から午後 1 時までを除く。)。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページの URL は、次のとおり。

http://www.kumamoto-waterworks.jp/?waterworks_article=17412

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

(イ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要な書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「入札参加資格申請書提出期限」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。

(ウ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の提出期限

平成 29 年 7 月 21 日（金曜日）午後 4 時まで。（ただし、休日を除く。）郵送する場合は、平成 29 年 7 月 21 日（金曜日）午後 4 時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の提出先

(a) 持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号
熊本市上下水道局本館 6 階
熊本市上下水道局総務部総務課総務班

(b) 郵送の場合

〒 860-8620
熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号
熊本市上下水道事業管理者
（熊本市上下水道局総務部総務課総務班）宛

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、6(2)キの申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
- (2) 熊本市上下水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

9 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
- ア 提出方法
書面（様式第 7 号 質問書）により持参、ファクス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
- イ 提出期間
平成 29 年 7 月 10 日（月曜日）から平成 29 年 8 月 10 日（木曜日）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。
- ウ 提出先
2 の担当部局
ファックス 096-381-3026
メールアドレス suidougijyutukanri@city.kumamoto.lg.jp
- (2) (1) の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。
- ア 閲覧期間
平成 29 年 8 月 15 日（火曜日）までに開始し、平成 29 年 8 月 21 日（月曜日）までとする。
- イ 閲覧場所
2 の担当部局。（担当部局での閲覧については休日を除く。）
・担当部局での閲覧は、午前 9 時から午後 5 時まで。

1 0 入札に参加する者が 1 者である場合の措置

入札に参加する者が 1 者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

1 1 入札書及び技術提案書の提出及び受付

- (1) 6 (3) の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、書類を提出するものとする。
- ア 提出方法
持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状（様式第 10 号）を提出すること。
- (ア) 入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。
- (イ) 技術提案書（添付書類及び電子記録媒体を含む。提出部数全て）を(ア)とは別の封筒に入れ、「業務委託名」及び「技術提案書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。
- (ウ) (ア) の封筒及び(イ) の封筒を更に一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「業務委託名」及び「入札書・技術提案書在中」の旨を明記し、「親展」と記載するとともに、「入札参加者名」を記載すること。
- イ 提出書類
- (ア) (様式第 8 号) 入札書
- (イ) (様式第 9 号) 業務費内訳書
- (ウ) (様式第 10 号) 委任状（入札代理人が持参の場合）

(エ) (様式第 1 2 号から様式第 2 1 号まで) 技術提案書

ウ 提出期限

平成 2 9 年 8 月 2 1 日 (月曜日) 午後 5 時まで。

郵送する場合は、平成 2 9 年 8 月 2 1 日 (月曜日) 午後 5 時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失または遅配については考慮しない。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒 8 6 2 - 8 6 2 0

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局

熊本市上下水道事業管理者

(熊本市上下水道局計画整備部計画調整課技術監理室) 宛

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2 回までとする。(2 回目の入札書の提出については、別途指示する。)

1 2 技術提案書のヒアリングの実施

(1) 実施日時

平成 2 9 年 8 月 2 8 日 (月曜日) から平成 2 9 年 9 月 8 日 (金曜日) まで。時間については、別途指示するもの。

(2) 実施場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局会議室 (予定)

(3) 実施方法

実機を用いた対面による質疑応答形式

(4) 技術提案書に関するヒアリングは、落札者決定基準に示す評価項目について実施するものである。

(5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(6) ヒアリング会場周辺では、会社名を特定できるようなものを身につけないこと。

(7) ヒアリング時の出席者は 5 名以内とし、技術提案書「様式第 1 3 号-1 業務体制」に記載した担当者が、技術提案書に基づく本市からの質問に対する説明を行うこと。

(8) 入札参加者は、ヒアリング時に技術提案書内容の確認のため、技術提案内容を確認できるパッケージソフトと、パッケージソフトが動作するためのサンプルデータ及び機器類を準備するものとし、電源等については、本局が提供するものとする。

(9) 機能確認の際に用いるサンプルデータは本局より事前に提供し、確認を行うことを基本とするが、事情により本局より提供したサンプルデータでの説明が困難な場合、別途自社にてサンプルデータを用意し、機能説明を行うこと。

ア 提供するサンプルデータに関して

(ア) 提供時期

平成 29 年 7 月 28 日 (金曜日) から平成 29 年 8 月 21 日 (月曜日)

(イ) 提供方法

電子媒体による貸出

(ウ) 提供場所

2 の担当部局で配布する (担当部局での配布については休日を除く。)

・ 郵送又は電送 (ファックス、電子メール等) による交付は行わない。

・ 担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。

- (10) 入札参加者がヒアリング等を正当な理由なく欠席した場合は、当該入札は無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等上下水道事業管理者がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、入札手続に支障のない範囲内でヒアリング等を実施できるときは、再度管理者が指示した日時においてヒアリング等を行うものとし、入札手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該入札参加者のヒアリング等実施項目については、全て 0 点として取り扱うものとする。

1.3 開札等

(1) 開札日時

平成 29 年 9 月 15 日 (金曜日) 午後 2 時

(2) 開札場所

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 4 5 号

熊本市上下水道局入札室 (別館 1 階) (予定)

- (3) 入札書は上記の日時において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した技術提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書は無効とする。
- (6) 1.1 の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書、並びに技術提案書 (期限までに到達しなかった場合を含む。) は、これを無効とする。
- (7) 熊本市工事競争入札心得 (平成 2 年告示第 107 号) 第 5 条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (8) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札金額と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合 ((6) の規定により無効となった場合を含む。) も、当該入札書は無効とする。
- (9) 技術提案書の提出がない場合 ((6) の規定により無効となった場合を含む。) は、当該入札は無効とする。
- (10) 無効とした入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。
- (11) 入札の中止等

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

イ 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、上記ア、イの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

1 4 落札者の決定方法

(1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価項目のうち「必須とする項目」については、落札者決定基準に示す最低限の要求要件（「必須の要求要件」という。）を全て満たしていること。

（なお、必須とする項目について必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。）

(2) 評価値が最も高い者が 2 者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。この場合において、技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が 2 者以上あるときは、入札金額が低い方を落札者とし、入札金額も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

(3) 仕様書及び入札説明書第 3 技術提案書作成要領に基づかない技術提案書については、評価の対象とせず失格とする場合がある。

1 5 入札結果の公表等に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、入札参加者ごとの入札価格、価格評価点、技術評価点及び評価値並びに落札者の商号又は名称を含む。）について、担当課での閲覧及び熊本市上下水道局ホームページにより公表を行うものとする。

1 6 落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 熊本市上下水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 7 評価内容の確保

(1) 落札者の技術提案書に記載された内容については、落札者と協議後、全て契約に係る仕様書に記載することとし、落札者はこれを満たす履行をしなければならない。また、このことによる契約金額の変更は行わない。

(2) 技術提案の内容に係る部分の債務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、受注者の責めにより当該債務が履行されない場合については、受注者の責任において再履行又は瑕疵の補修を行うものとする。

(3) 仕様書において履行方法を指定しない部分の業務に関して、上下水道事業管理者が提

案内容を適正と認めた場合においても、受注者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。

- (4) 上下水道事業管理者は、受注者が技術提案書に記載された内容のとおり履行できなかった場合、技術提案書の達成度合いに応じた技術評価点の再計算を行い、技術提案書の不履行として、次式により算出した落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求する。ただし、違約金の額は契約金額を上限とする。

$$\text{違約金} = \text{契約金額} \times (1 - \text{再計算技術評価点} / \text{落札時技術評価点})$$

- (5) 発注者は、技術提案書に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

1 8 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金

熊本市契約事務取扱規則第 5 条に定めるところにより、免除する。

- (3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第 2 2 条の定めるところにより、落札者は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

- (4) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2 の担当部局で閲覧に供する。

- (5) 委託費の支払

原則として完了後に支払うものとする。ただし、契約締結日の前までに発注者と協議のうえ、熊本市契約事務取扱規則第 2 8 条の規定に基づき請求することができるものとする。

- (6) 申請書等及び技術提案書に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等及び技術提案書の作成及び提出並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等及び技術提案書は、返却しない。

エ 提出された申請書等及び技術提案書は、競争入札参加資格の確認及び技術提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等及び技術提案書の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 技術提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入

札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (7) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日以内（休日を含まない。）に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (8) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 4 に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合及び技術提案書に記載された内容を満たす履行ができないと認められる場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (9) 申請書等及び技術提案書の提出並びに入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (10) 管理技術者及び照査技術者の確認等
- ア 申請書等又は技術提案書に記載した配置予定の管理技術者及び照査技術者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたときは、当初の配置予定の管理技術者及び照査技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして熊本市上下水道事業管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、熊本市上下水道事業管理者の承認を得るためには診断書その他熊本市上下水道事業管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。
- イ アに違反した場合は、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。
- (11) 以上のほか、詳細は入札説明書による。

1 9 Summary

Summary of Official Notice in Accordance with the Agreement on Government Procurement

- (1) Subcontract Name
Kumamoto City Waterworks and Sewerage Pipelines Information System Design and Construction Subcontracting
- (2) Bidding Administration Contact Information
Suizenji, 6-Chome, 2-45
Chuo-ku, Kumamoto City
〒862-8620
Kumamoto City Waterworks and Sewerage Bureau Planning and Maintenance Department
Technology Administration Office
TEL:096-381-3040 (Direct Line)
- (3) Deadline for submitting first applications confirming qualifications
In person: Friday, July 21, 2017 by 5:00 PM
Via mail: Must arrive by 5:00 PM on Friday, July 21, 2017. Late submissions will not be accepted under any circumstances.
- (4) Deadline for submitting bids and technology proposals
In person: Monday, August 21, 2017 by 5:00 PM
Via mail: Must arrive by 5:00 PM on Monday, August 21, 2017. Late submissions

will not be accepted under any circumstances.

※Note : Task Overview (Section 1, Item 2 of Competitive Bidding, Goals and Overview)
is projected to include the following information.

The main goal of this task is to construct the Kumamoto City Waterworks and Sewerage Pipelines Information System with other tasks being its design, implementation, and operation.

(5) Language(s): Japanese only